

大牟田市まちづくり基本条例に関する 報告書

平成26年10月

大牟田市まちづくり基本条例市民検討会

■目次

I はじめに	1
II 全体構成	2
III 大牟田市まちづくり基本条例素案	3
前文	3
第1章 総則	4
第1条 目的	4
第2条 定義	5
第3条 基本原則	6
第2章 市民の役割	8
第4条 市民の役割	8
第3章 市の役割	9
第5条 行政運営	9
第6条 職員意識と能力の向上	10
第4章 協働の推進	11
第7条 情報の共有	11
第8条 市の説明責任	12
第9条 市民参加の機会の確保	12
第10条 市民参加の対象	13
第11条 市民参加の方法	14
第12条 市民参加の公表	15
第5章 地域コミュニティの活性化	17

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

第13条 地域コミュニティ組織の役割	17
第14条 地域コミュニティ組織への参加	17
第15条 地域コミュニティ組織の活動への支援	18
第16条 事業者の役割	19
第17条 人材育成	19
第6章 市民活動の促進	20
第18条 市民活動団体の役割	20
第19条 市民活動への支援	21
第7章 条例の位置づけ見直し	23
第20条 条例の位置づけ	23
第21条 条例の見直し	23
第8章 雜則	24
第22条 委任	24
IV 資料編	25
1. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会設置要綱	25
2. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会委員名簿	27
3. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会参加職員名簿	28
4. 検討経過	29

I はじめに

地方分権の進展や急速に進む少子高齢化、市民ニーズの複雑・多様化等を背景として、公共サービスを行政が全て提供するといった社会システムに限界が生じてきており、市や市民だけでは解決できないような地域課題が増加してきています。こうした課題に対応していくためには、まちづくりの主体である市民と行政がまちづくりの理念を共有し、「自助・共助・公助」により、市民と市が責任と役割を分担しながら協働のまちづくりの取り組みを進めていくことが重要となってきています。

わたしたち大牟田市まちづくり基本条例市民検討会は、これまでの大牟田市における協働のまちづくりの取り組みを踏まえ、さらにそれを推進することを目的とした大牟田市まちづくり基本条例の原案の検討を行なうため、平成26年1月31日に第1回目の市民検討会を開催して以来、11回にわたる市民検討会を開催し、協働のまちづくりを推進するための課題や方策、条例に盛り込む内容等について議論を重ねてまいりました。

この報告書は、「まちづくりの主役は市民」であることを共有した委員一人ひとりが、これからの大牟田市の協働のまちづくりへの思いを込めてつくりあげた成果物です。

この報告書の内容が、条例制定に十分反映され、生かされることによって、市民が将来にわたって安心して、心豊かに暮らし続けられる、活気と活力に満ちた地域社会の実現を目指す、本市の協働のまちづくり推進の大きなきっかけとなることを切に願っています。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

II 全体構成



Ⅲ 大牟田市まちづくり基本条例素案

前 文

私たちのまち大牟田市は、三池山と有明の海に抱かれた穏やかな自然環境のもと、（ユネスコ世界文化遺産に登録された）我が国の急速な近代化と経済発展を支えてきた燃ゆる石のふる里として、石炭関連産業の振興とともに発展してきました。

私たちは、先人たちが努力と苦労によって築きあげてきた歴史と文化、伝統や地域資源を継承し、みずからの責任において、互いに力を合わせ、未来にはばたく大牟田のまちを築くため、わがまちの潜在能力を活かしたまちづくりを進めています。

今日、社会経済情勢の変化とともに、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化による地域コミュニティの衰退等、まちづくりを進めていくうえで様々な課題が生じています。

こうした時代の変化に的確に対応していくために、市民と市がそれぞれの役割を分担するとともに、自らの意志に基づき主体的に行動しながら共に力を合わせ、協働のまちづくりの取組みを進めていくことが求められています。

この協働のまちづくりを通した人づくりと地域の絆を深めながら、安心して心豊かに暮らし続けられる住み良いまちの実現を図り、次世代を担う子どもたちが、わがまち大牟田に希望と愛着を持ち、全ての市民がふる里として誇れるまちをつくりあげていかなければなりません。

そこで私たちは、市民憲章に掲げた市民の心構えを尊重するとともに、まちづくりの主役は市民であることを実感できる協働のまちづくりを推進し、わがまち大牟田の将来にわたる地域社会の発展を目指し、ここに大牟田市まちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、協働のまちづくりを推進するための基本理念を明らかにするとともに、市民参加及び協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、活気ある豊かな地域社会の実現を図ることを目的とする。

【条文の趣旨】

第1条は、この条例の目的を定めたものです。目的規定は、条例制定の目的を簡潔に表現したものであり、条例全体の解釈・運用の方針となるものです。

【解説】

この条例の目的は、「まちづくりの主役は市民である」という考え方のもと、「協働のまちづくりの理念」や「まちづくりの主体である市民と市等の役割」、さらには、「協働のまちづくり推進のルール」や「地域コミュニティの活性化」、「市民活動の促進」等を定め、これらの着実な取り組みを進めることによって、市民が将来にわたって安心して心豊かに暮らし続けられる、活力と活気に満ちた地域社会を実現することとしています。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
 - (2) 事業者 市内において事業活動を行なう個人及び法人その他の団体をいう。
 - (3) 協働 協働のまちづくりの主体である市民と市とが、それぞれに自己の責任と役割を認識し、相互に補完し、協力し合うことをいう。
 - (4) 地域コミュニティ 地域住民が共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを図り、地域のことがらに取り組む地域社会をいう。
 - (5) 市民活動 市民が自主的・自発的にまちづくりのために行うボランティア活動をはじめとする自由で公益性のある社会貢献活動をいう。
 - (6) 協働のまちづくり 住み良い地域社会を創造するための、自助、共助、公助による、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体等、及び市との協働による取り組みをいう。

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語の意義を定めています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として、「市民」、「事業者」、「協働」、「地域コミュニティ」、「市民活動」、「協働まちづくり」の6つの用語を掲げ、その定義を定めています。

【解説】

■第1号（市民）

地方自治法に定める「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、さらに市内で地域活動や市民活動を行っている個人及び法人、団体を「市民」としています。

■第2号（事業者）

「事業者」は、企業、商店等の事業を営み、又は事業所（事務所を含む）を有する個人や団体を指します。事業者には、公益法人、学校法人、協働組合等営利を目的としない団体も含まれます。

■第3号（協働）

協働とは、まちづくりの主体である市民と市が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、それぞれの特性を生かし、お互いの不足する部分を補いながら、共に行動し活動することをいいます。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

■第4号（地域コミュニティ）

地域コミュニティとは、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行いながら、地域のことがらに取り組んでいる地域社会をいいます。

■第5号（市民活動）

市民活動とは、市民自らが課題を見つけ、自主的、自発的に行なう営利を目的としない公益性のある活動をいいます。

■第6号（協働のまちづくり）

この条例では、「自助、共助、公助」のもと、市民、地域コミュニティ組織、市民活動団体等、及び市との協働によって、住み良い地域社会を創造するための活動を「協働のまちづくり」としています。

（基本原則）

第3条 市民及び市は、対等な関係で役割を分担しながら連携、協力を行ない、協働のまちづくりを進める。

2 市民及び市は、相互理解に努め、信頼関係を深めるとともに、連携、協力関係を築き上げる。

3 市民及び市は、まちづくりに関する情報を相互に提供しあい、情報の共有を行なう。

4 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有し、協働のまちづくりへの市民参加を推進する。

【条文の趣旨】

第3条は、この条例の基本原則を定めたものです。基本原則の規定には、協働のまちづくりの具体的な進め方を掲げています。

【解説】

■第1項

「協働」とは「市民と市がそれぞれに自己の責任と役割を認識しながら、相互に補完し、協力しあうこと」とであり、その前提として、市民と市とは、協働のまちづくりにおいて対等な関係である必要があります。このため、基本原則の第一として「対等の原則」を定めています。

■第2項

市民と市という異なる主体が協働のまちづくりという共通目標に向けて連携、協力して取り組みを進めて行くためには、お互いの特性や立場を理解し信頼関係を築くことが重要であることから、基本原則の第二として「相互理解の原則」を定めています。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

■第3項

市民と市が連携・協力し協働のまちづくりを推進するためには、まちづくりに関する情報を市民と市が共有することが前提となることから、基本原則の第三として「情報共有の原則」を定めています。

■第4項

市民と市はまちづくりに関する情報を共有しながら、市民が主体的に協働のまちづくりに参加することを推進していくことが求められることから、基本原則の第四として「市民参加の原則」を定めています。

第2章 市民の役割

(市民の役割)

- 第4条 市民は、まちづくりの主体としての意識を持ち、協働のまちづくりに自主的に参加、協力するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が発信するまちづくりに関する情報に関心を持ち、積極的に情報を得るよう努めるものとする。
- 3 市民は、自らの住む地域に関心を持ち、相互に連携・協力し、地域コミュニティの活性化と地域課題の解決に向け主体的に行動するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第4条は、協働のまちづくりを進めるための市民と市との役割分担という視点から、市民が、自主性・主体性をもって担う役割について定めています。

【解説】

■第1項

協働のまちづくりを推進していくために、市民一人ひとりがまちづくりの主体であることを意識して、協働のまちづくりに進んで参加・協力していく姿勢を役割としています。

■第2項

市民が、まちづくりにとって必要となる様々な情報に関心を持ち、協働のまちづくりに向けた活動に必要な情報を主体的に収集する姿勢を役割としています。

■第3項

市民が、まちづくりの担い手として、地域コミュニティの活性化と地域の様々な課題の解決に向けて主体的に行動し、住民自治を推進していく姿勢を役割としています。

第3章 市の役割

(行政運営)

- 第5条 市は、協働のまちづくり及び質の高い市民サービスの提供を推進するため、行財政運営に関する改革に努めるものとする。
- 2 市は、協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を効果的に実施するものとする。
- 3 市は、社会状況に応じて市民の意向、意見を的確に把握し、協働のまちづくりの施策に反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、公平・公正な行政財運営を行い、市民との信頼関係の向上に努め、協働のまちづくりを推進しなければならない。

【条文の趣旨】

第5条は、協働のまちづくりを実現していく上での、市民と市の役割分担という視点から、市の行財政運営や市民ニーズの把握及び市民との信頼関係構築等、市が担う役割について定めています。

【解説】

■第1項

市は、協働のまちづくりの推進とともに、市民に対して質の高い公共サービスを提供するために、行財政運営の効率化に向けた取り組みに努めることを役割としています。

■第2項

市民と市との協働のまちづくりを推進するため、市は協働のまちづくりの推進を図るための総合的な施策を策定し、P D C Aサイクルに基づいて効果的に実施することを役割としています。

※P D C Aサイクル：計画・立案（Plan）、実施（Do）、検証・評価（Check）、改善・改革（Action）の4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

■第3項

市は、協働のまちづくりを推進していくために、社会状況の変化に応じて市民の意向や意見を的確に把握し、それを協働のまちづくりの施策に反映していくことを努めることを役割としています。

■第4項

市は、市民との信頼関係に基づく対等なパートナーシップを築くため、公平かつ公正な行財政運営に努め、協働のまちづくりの推進に努めることを役割と

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

しています。

(職員意識と能力の向上)

第6条 市は、職員が協働のまちづくりの推進について認識を深め、市民とともに積極的な取り組みを行うよう、職務能力の向上に努めるため、職員の啓発及び研修を実施しなければならない。

2 職員は、協働のまちづくりを理解し、地域活動や市民活動に対して連携、協力及び実践を行うことができるよう、意識の醸成と資質の向上のための自己啓発に努めなければならない。

【条文の趣旨】

第6条は、市民と市が協働のまちづくりを行なうための、市が行なう職員の育成や職員自らの自己啓発による意識改革と職務能力と資質の向上について定めています。

【解説】

■第1項

地方分権の進展に伴い、市民参加や協働のまちづくりを進めて行くためには、市職員の職務能力の向上や資質の向上が求められます。そのため、市は、研修等を通して市職員の育成や意識改革を図っていくこととしています。

■第2項

市職員は協働のまちづくりを推進するため、地域社会の一員として地域活動に積極的に参加するとともに、地域活動や市民活動に連携・協力することができる意識の醸成と資質の向上を図るため、自己啓発に努めることとしています。

第4章 協働の推進

(情報の共有)

第7条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するため、まちづくりに関する情報を相互に発信・収集し、情報の共有を推進する。

2 市民は、協働のまちづくりを推進するため、市民相互のまちづくりに関する情報の共有に努めるものとする。

3 市は、市民の協働のまちづくりへの参加が推進されるよう、市民が求められる情報を市民に対し分かりやすく迅速に提供し、市民と情報が共有されるよう努めなければならない。ただし、市民との情報の共有に当たっては、個人情報を保護しなければならない。

【条文の趣旨】

第7条は、協働のまちづくりへの参加を推進するための重要な要素である情報の共有について定めています。

【解説】

■第1項

協働のまちづくりを進めていくためには、協働の対等なパートナーである市民と市がお互いに情報を共有することが重要になります。このため、市民と市が相互に、まちづくりに関する情報を主体的に発信・収集し情報の共有化を図ることを定めています。

■第2項

市民が保有するまちづくりに関する情報を市民同士で共有することによって、まちづくりに参加する市民の興味や関心、意欲の喚起を図り、協働のまちづくりを推進しようとするものです。

■第3項

市民が自ら考え、行動することができるためには、正しい情報を得ることが欠かせません。まちづくりに参加したいという市民の興味や関心、意欲を喚起し協働のまちづくりへの参加を推進するため、市が保有する情報をわかりやすく、迅速に市民に提供することに努めることを定めています。なお、但し書きでは、市が保有する情報には、個人情報が含まれる場合があるため、個人の権利や利益が侵害されがないよう個人情報の保護に留意するものです。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

(市の説明責任)

第8条 市は、施策の立案、実施及び評価における各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明する責任を有する。

2 市は、協働のまちづくりに関し市民から提出される意見・提案等の把握に努めるとともに、市民の意見及び提案等に対し、迅速かつ適切に答える責任を有する。

【条文の趣旨】

第8条は、市民に対する市の説明責任と応答責任について定めています。

【解説】

■第1項

市民との協働を行なうためには、市が行う施策について透明性の確保が前提となります。市は施策の立案、実施、評価の各段階において、実施する施策の内容やその効果について市民の理解を得るため、わかりやすく説明する責任があります。施策の内容や必要性、効果について、市民からの理解が得られるよう説明することについて定めています。

■第2項

市は、協働のまちづくりに関する市民からの意見や提案等を十分に把握するとともに、市民からの意見や提案、要望に対し、迅速かつ適切に回答する責任について定めています。

(市民参加の機会の確保)

第9条 市は、市民の意見が協働のまちづくりに最大限反映されるとともに、市政への市民参加が実感できるよう、多様な市民参加の機会を設ければならない。

【条文の趣旨】

第9条は、開かれた行財政運営を実現するために、市民意見を反映した協働のまちづくりと、市民参加の機会の確保を設けることについて定めています。

【解説】

■協働のまちづくりを進めるためには、市民の意見を行財政運営に十分反映させるとともに、政策等の立案から実施、評価の過程に市民が参加する機会を確

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

保することによって、市民の協働のまちづくりへの参加を身近なものにすることを定めています。

(市民参加の対象)

第10条 市民は、市民参加の対象となる次の各号に掲げる事項への参加に努めるものとする。

- (1) 市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更に関する事項
- (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (3) 義務を課し、又は権利を制限する条例の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入、改正又は廃止に関する事項
- (5) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に関する計画等の策定又は変更

【条文の趣旨】

第10条は、市民の協働のまちづくりへの参加の対象範囲について具体的に定めています。

【解説】

■第1号

ここで定める計画等とは、全市域を対象として、市の政策の基本方針や基本的な事項を定めるような総合的な計画をいい、構想、計画、方針、指針等、その名称は問いません。このような計画等は、市政全般にかかる重要な計画であり、将来的に市民生活や市政運営に大きく影響することから、市民参加の対象としています。

■第2号

「市政に関する基本的な方針を定める条例」とは、市政全般についての基本理念や基本方針を定めるものをいいます。これらの条例に定める基本理念や基本方針は、市民と市が共通認識を持つことが必要であることから、参加の対象としています。

■第3号

「義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、広く市民に適用される規制や制約を定めるものをいいます。このような条例には、市民の理解又は協力が必要であることから参加の対象としています。

■第4号

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、1号から3号に掲げるもの以外で、市民に労力や負担を求める等市民の理解と協力が必要であることから、参加の対象としています。

■第5号

「広く市民の公共の用に供される施設」とは、不特定多数の市民が利用する、又は、多くの市民が影響を受ける公共施設をいいます。これらの公共施設は、市民生活に密着しており、市民ニーズに応じたものであることが求められることから、施設の設置に関する計画等の策定又は変更は、参加の対象としています。

(市民参加の方法)

第11条 市は、前条に規定する市民参加の対象となる事項について、次の各号に掲げる市民参加の方法により広く市民の意見を求めるものとする。

- (1) アンケート調査 市の計画、条例その他の施策（以下「政策等」という。）に対する市民の意向等を把握するため、調査項目及び期間を定め、市民から回答を求める方法
- (2) パブリックコメント 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、当該政策等の案の趣旨、内容その他の事項を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して市の意思決定を行うとともに、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続
- (3) ワークショップ 市民が共同作業又は自由な議論を通して、課題、問題点等を抽出し、より良い解決方法を導き出す方法
- (4) 説明会 市民に対し政策等の内容または市の考え方を直接説明し、市民から広く意見を求める方法
- (5) 審議会等 市の事務について調停、審査、又は調査を行なうために市民、学識経験者等を構成員として市長その他の執行機関に設置された附属機関に意見を求める方法
- (6) 公聴会 政策等の策定、改正又は廃止に当たり、利害関係者や学識経験者等に対し、意見聴取の理由、期日及び場所を公表し、意見を求める方法
- (7) その他市長が必要と認める方法

【条文の趣旨】

第11条は、市が、市民参加の対象となる事項に関し、市民参加によって意見を求めるために実施する「市民参加の方法」について具体的に定めています。

【解説】

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

■第1号

アンケート調査は、政策等の立案又は検証を行なう際に実施し、市民の意見や意識を把握するための方法です。実施に当たっては、調査対象や範囲を個別の政策等の内容に応じた設定を行なうことができます。

■第2号

パブリックコメントは、市の基本的な政策等を決定する過程において、政策等の内容を案の段階で公表し、広く市民から意見を求め、寄せられた意見等を考慮して意志決定を行なうとともに、意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

■第3号

ワークショップは、参加者が意見交換や共同作業を行ないながら、特定の課題に関してグループ内の意見交換を行い、その結果をもとに参加者全体の意見として合意形成を図るための体験、実践型の参加形式による方法です。

■第4号

説明会は、市民に対して市の政策等の概要等を直接、市民に説明し、質疑応答や意見交換により、市民から広く様々な意見を聴取するための対話の場をいいます。

■第5号

本市において審議会等は、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関のことをいいます。審議会等は、学識経験者等、専門的な知識や経験を有する者が話し合い合意形成を図っていくものです。審議会等では、公募による市民を加え、市民の意見を聴く機会を設けることによって、市民意見を反映した結論を導き出すことができます。

■第6号

公聴会は、市があらかじめ公表した政策等の案に対して、賛成と反対の意見が存在する場合において、利害の相反する関係者や学識経験者、市民の意見を聴き、それらを所定の手続きによって記録、処理し、政策等の決定の際に参考にするものです。

■第7号

「その他市長が必要と認める方法」は、市民参加の方法として定めた、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ、説明会、審議会等、公聴会以外の方法で、より効果的な方法がある場合は、その方法を用いることができることを定めたものです。

(市民参加の公表)

第12条 市は、前条に規定する市民参加の方法により市民参加を実施した場合においては、適切な方法によりその実施に関する事項について公表しなければならない。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

【条文の趣旨】

第12条は、市民参加の方法を実施するとき（実施前又は実施後）に、市民に対する情報提供（公表）を行なうことについて定めています。

【解説】

市民参加の方法を実施する場合には、実施のやり方、政策等の目的、時期等を公表するとともに、実施後においては、どのような意見が提出され、その意見をどのように検討し、反映したか等、市民参加の方法を実施した結果を公表することが求められます。ここでは、市民参加の実施について、適切な方法によって公表することを定めています

第5章 地域コミュニティの活性化

(地域コミュニティ組織の役割)

第13条 地域コミュニティ組織である校区まちづくり協議会等(以下「校区まちづくり協議会等」という。)は、地域課題の解決に向けて取り組むとともに、地域活動を通して地域の活性化に取り組むものとする。

2 校区まちづくり協議会等は、自らの活動について情報発信するとともに、地域住民と情報交換を行い、活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

第13条は、協働のまちづくりを推進していくための、地域のコミュニティの役割を定めています。

【解説】

■第1項

地域コミュニティ組織とは、町内公民館や校区まちづくり協議会、自治会等、地域住民が人と人との信頼関係に根ざした共同体意識を持ち、相互にコミュニケーションを行ないながら、地域の様々な事柄に取り組んでいる地縁を主なつながりとした地域社会の団体のことをいいます。

地域に根ざした様々な課題を解決し、住み良い地域社会を創造していくためには、地域の実情に精通している地域住民自らが地域課題を解決していくこうとする姿勢を持つことが重要になってきます。

こうしたことから、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織は地域課題の解決に進んで取り組み、地域活動を通して地域の活性化を推進することを定めています。

■第2項

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題を円滑に解決していくためには、地域コミュニティ組織がその活動内容を情報発信し地域住民と情報を共有することが重要になります。また、地域活動の輪をさらに広げていくために、市民の理解を得る取り組みについても努めることとしています。

(地域コミュニティ組織への参加)

第14条 市民は、校区まちづくり協議会等の活動への理解を深め、その活動への参加、協力に努めるものとする。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

【条文の趣旨】

第14条は、地縁組織である地域コミュニティ組織の活動への市民の参加、協力について定めています。

【解説】

地縁組織である校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が地域課題の解決と持続的に安定した活動を行っていくためには、組織の加入率を高め、市民全体で地域コミュニティの活性化に向け力を合わせ取り組んでいくことが不可欠です。このため、市民自らが、地域コミュニティ組織の活動について理解を深めた上で、地域コミュニティ組織を活性化させるために、積極的に参加、協力に努めることとしています。

(地域コミュニティ組織の活動への支援)

- 第15条 市は、市民の地域活動の普及を推進するため、校区まちづくり協議会等の活動の周知啓発を推進するものとする。
- 2 市は、校区まちづくり協議会等の活動拠点となる施設の確保及び整備を推進するものとする。
 - 3 市は、校区まちづくり協議会等の活動を促進するための適切な支援策を推進するものとする。

【条文の趣旨】

第15条は、地域コミュニティ組織の活動に対して市が行なう支援策について定めています。

【解説】

■第1項

市民の地域活動の輪を広げ、全市的に地域コミュニティ組織の活動を推進するためには、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動の意義、目的を市民に理解してもらう必要があります。このため、市は様々な機会を捉えて地域コミュニティ組織が行なう地域活動について、市民に対し周知、啓発を推進することとしています。

■第2項

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織が主体的に地域活動を行っていくためには、活動の拠点が重要な役割を果たすことから、市は地域活動の拠点施設の確保と整備を推進し、地域コミュニティ組織の支援を行なうこととしています。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

■第3項

市は、校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織の活動の促進を図るため、地域コミュニティ組織に対して地域情報の提供や活動拠点となる施設の整備・確保に加え、人的・財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。

(事業者の役割)

第16条 事業者は、地域社会の一員として地域コミュニティへの参加、協力及び支援に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第16条は、地域社会の一員である事業者の地域コミュニティにおける役割について定めています。

【解説】

事業者は地域における経済活動を通して、地域社会と密接な関わりがあるばかりではなく、地域社会の一員として地域コミュニティにおいても重要な役割があります。事業者が地域コミュニティ組織に参加、協力し、地域活動の支援を行い、地域社会への積極的な貢献に努めることとしています。

(人材育成)

第17条 校区まちづくり協議会等及び市は、地域コミュニティの活性化を図るために、地域活動を担う人材の発掘と次世代の育成に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第17条は、地域住民による主体的な地域活動を推進していくために、地域コミュニティを担う人材の確保と人材育成について定めています。

【解説】

校区まちづくり協議会等の地域コミュニティ組織と市は、持続的で自主的な地域課題の解決と地域コミュニティの活性化を図るために、地域活動を担う人材の発掘・確保と将来の地域社会を担う次世代の育成に努めることとしています。

第6章 市民活動の促進

(市民活動団体の役割)

第18条 自主的かつ自発的な非営利の公益的活動を行う市民活動団体は、その特性と専門性を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

- 2 市民活動団体は、自らの活動が広く市民に理解され活動の輪が広がるよう情報発信に努めるものとする。
- 3 市民活動団体は、まちづくりの主体である市民、地域コミュニティ組織等及び市と連携、協力に努めるものとする。

【条文の趣旨】

第18条は、協働のまちづくりを推進していくための市民活動団体の役割を定めています。

【解説】

■第1項

市民活動とは、市民が自主的、自発的に行なう営利を目的としない公益性のある活動です。こうした市民活動を行う団体は、個々の目的や考え方に基づき多様な活動が可能であり、法律や制度に基づく事務手続きもそれほど必要ないため、迅速で機動力のある公共サービスを提供することができる等の特性があります。また、活動のテーマも特化していることから、専門知識を持った人材を集めることができます。専門性を高めやすいといった面もあります。市民活動団体が新たな公共サービスの担い手として果たす役割は今後益々高まると考えられることから、その専門性や特性を生かして協働のまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

■第2項

市民活動団体が継続した活動を行い、自ら掲げる活動目的を円滑に達成していくためには、市民活動団体の活動が市民に広く認識され理解されることが重要になります。また、市民をはじめとする様々なまちづくりの主体との連携・協力の輪を広げるためには、市民活動団体の活動内容を分かりやすく情報提供していくことが必要になります。こうしたことから、市民活動団体は、団体の活動内容の積極的な周知啓発に努めることとしています。

■第3項

市民活動団体が取り組む社会的課題は多様で多岐にわたります。市民活動団体がその活動を活性化させ、社会貢献性のある活動に取り組んでいくためには、地域コミュニティ組織等まちづくりに携わる様々な主体との連携、協力が必要

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

となります。こうしたことから、市民活動団体は様々なまちづくりの主体との連携、協力に努めることとしています。

(市民活動への支援)

- 第19条 市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、対等の立場で連携協力を図り、市民活動団体の交流促進を推進するものとする。
- 2 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対しまちづくりの情報を提供するとともに、市民活動団体の活動の周知啓発を推進するものとする。
 - 3 市は、市民活動を促進するために市民活動団体に対する適切な支援策を推進するものとする。
 - 4 市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実を推進するものとする。

【条文の趣旨】

第19条は、市民活動を促進させるための市民活動団体に対する市の支援について定めています。

【解説】

■第1項

自主性、自立性をもって主体的に活動することが市民活動団体の本来あるべき姿であることから、市は市民活動団体の自主性・自立性を尊重し対等な関係で支援を行なうこととしています。また、市民活動団体同士がお互いにつながりをもって協力関係を築くことは、市民活動団体の課題解決力の向上にもつながることから、市は市民活動団体同士の交流促進を推進することとしています。

■第2項

市民活動団体が社会的課題の解決に取り組むためには、市民活動に関する情報をはじめとする様々なまちづくりに関する情報が必要になります。また、市民活動の輪を広げていくためには、市民活動団体の活動を市民に理解してもらうことが重要になります。このため、市は市民活動に関する情報をはじめとするまちづくりに関する情報を市民活動団体に積極的に提供し、市民に対し市民活動団体の果たす役割や目的等を周知啓発することとしています。

■第3項

市は、市民活動の促進を図るため、市民活動団体に対する情報の提供、相談、財政的支援等の適切な支援策を講じることとしています。

■第4項

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

・市民活動団体の活動しやすい環境整備を図り、市民活動団体同士の交流やネットワーク作りの推進を図るため、市は、市民活動団体の活動拠点となる市民活動サポートセンター機能の充実を図ることとしています。

第7章 条例の位置づけ見直し

(条例の位置づけ)

第20条 この条例は、協働のまちづくりの基本原則であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

【条文の趣旨】

第20条は、この条例が本市の協働のまちづくりを推進するための基本原則であり、市民と市がこの条例の趣旨を最大限に尊重し、活気のある豊かな地域社会の実現を図ることについて定めています。

【解説】

この条例は、協働のまちづくりを進めていくうえでの基本原則であり、市民と市との協働の仕組みとルールとなるものです。まちづくりの主体である市民や市等がこの条例の趣旨を理解・協力し実践していくことによって、この条例の本来の目的を達成することができます。市民と市は、この条例の事項を最大限に尊重しながら、協働のまちづくりを進めていかなければなりません。また、市においても市政運営にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重することとしています。

(条例の見直し)

第21条 この条例は、社会情勢の変化を勘案し、必要に応じて見直しを行なうものとする。

【条文の趣旨】

第21条は、この条例の見直しについて定めています。

【解説】

時代は刻一刻と変化しており、今後の社会情勢や経済情勢は予想できない状況にあります。こうしたことから、これから協働のまちづくりをより実行性のあるものとしていくため、常に社会情勢等との適合性を勘案しながら必要に応じて条例の見直しを行なうことと定めています。

第8章 雜則

(主任)

第22条 この条例に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

【条文の趣旨】

第22条は、この条例で定めるもの以外で条例の施行について必要な事項は、別に定めることとしています。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

IV 資料編

1. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会設置要綱

(設置)

第1条 大牟田市における協働のまちづくりを推進するために、その基本理念や協働のルール等を定める大牟田市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）を制定するに当たり、市民からの様々な意見及び考えを反映させるため、大牟田市まちづくり基本条例市民検討会（以下「市民検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民検討会は、まちづくりのための課題や方策について協議を行い、まちづくり基本条例に盛り込むべき事項について検討し、市長へ提言を行う。

(組織構成等)

第3条 市民検討会は、次に掲げる委員31名以内で組織する。

(1) 学識経験者1名

(2) 公募による市民30名

2 市民検討会は、必要に応じてファシリテーターを置くことができる。

3 ファシリテーターは、識見を有する者のうちから、市長が依頼する。

4 ファシリテーターは、市民検討会の会議（以下「会議」という。）の議事進行及び調整など会議運営における支援を行う。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、市長が依頼した日から市長へ提言を行った日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 市民検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員のうち学識経験者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、市民検討会を代表する。

4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民検討会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。ただし、会議の進行については、ファシリテーターに委任することができる。

3 会長は、必要があるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

4 会議は公開とし、会議録及び会議資料の公表等、市民への情報提供に努める。

■大牟田市まちづくり条例市民検討会報告書

(傍聴)

第7条 会議の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(連携)

第8条 市民検討会は、第2条に掲げる事務を行うにあたって、大牟田市市民協働推進委員会と連携を図る。

(事務局)

第9条 市民検討会の庶務を処理するため、市民協働部市民協働総務課に事務局を置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民検討会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年11月18日から施行する。

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

2. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会委員名簿

分類	氏名	備考
学識経験者	◎伊佐 淳	久留米大学経済学部教授
公募委員	井尻 慶輔	
	奥園 公明	
	小野 晃	
	柿山 泰彦	
	金光 淳治	
	倉光 聰美	
	幸森 彩香	
	淨土 正敏	
	竹下 一樹	
	田辺 広	
	椿原 恵	
	津留 大悟	
	鳥口 愛佳	
	徳永 篤	
	二宮 敏之	
	林 佳代子	
	橋爪 信雄	
	○平尾 元	
	福山 俊明	
	藤井 将也	
	松尾 美保	
	松野 高志	
	三宅 博子	
	森 明宏	
	山口 時彦	
	芳野 隆博	
	龍野 好枝	
ファシリテーター	十時 裕	
	辻 桂子	

◎会長

○副会長

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

3. 大牟田市まちづくり基本条例市民検討会参加職員名簿

所属等	氏 名
総合政策課	橋本浩二
人材育成推進室主査	永島孝浩
納税課主査	小野英之
商業観光課主査	深町和広
建築指導課主査	音光輝
防災対策室主査	栗原敬幸
環境総務課主査	永井隆士
環境業務課主査	塚本吉継
地域福祉推進室主査	永江治彦
長寿社会推進課主査	内山勝司
消防本部総務課主任	堺徹
企業局総務課主査	日高洋和
教育委員会総務課主査	別城久弥
市議会事務局主査	前田浩孝
地域コミュニティ推進課主査	西田久
吉野地区公民館主査	前原雄樹
生涯学習課主査	三澤重充
スポーツ推進室主査	塩塚政治

■大牟田市まちづくり基本条例市民検討会報告書

4. 検討経過

	開催日 会 場	主な検討内容
第1回	1／31（金） 市役所北別館第1会議室	■条例制定方針説明 ■まちづくりについての意見交換
第2回	3／3（月） 市役所北別館第1会議室	■市民と行政に関する課題の抽出
第3回	3／28（金） 市役所北別館第1会議室	■情報共有と市民参加に関する課題の抽出
第4回	4／25（金） 市役所北別館第1会議室	■市民と行政に関する課題の解決策の検討
第5回	5／27（火） 市役所北別館第1会議室	■情報共有に関する課題の解決策の検討 ■市民と行政の役割の条文の検討
第6回	6／27（金） 市役所北別館第1会議室	■情報共有の条文の検討 ■市民参加の手法の検討
第7回	7／31（木） 市役所北別館第1会議室	■市民参加の条文の検討 ■前文の検討
第8回	8／28（木） 市役所北別館第1会議室	■前文と総則部分の検討
第9回	9／25（木） 市役所北別館第1会議室	■地域コミュニティ活性化の条文の検討
第10回	10／14（火） 労働福祉会館中ホール	■市民活動促進の条文の検討
第11回	10／28（火） 労働福祉会館中ホール	■報告書まとめ

大牟田市まちづくり基本条例に関する報告書

【お問合せ先】

担当課：大牟田市市民協働部市民協働総務課

連絡先：TEL 0944-41-2690

FAX 0944-41-2552

E-mail siminkdsm01@city.omuta.lg.jp